

## 経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人 看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔平成 31 年 2 月 22 日  
閣 議 決 定〕

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成 24 年外務省告示第 164 号。以下「日ベトナム交換公文」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

### 1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年 3 月 11 日の閣議決定において、平成 20 年度又は平成 21 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 1 陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第 1 陣」という。）については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成 25 年 2 月 26 日の閣議決定において、平成 22 年度又は平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 3 陣及び第 4 陣並びに平成 22 年度、平成 23 年度又は平成 24 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 2 陣、第 3 陣及び第 4 陣については、6 か月間の訪日前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

さらに、政府は、平成 27 年 2 月 24 日の閣議決定において、平成 24 年度又は平成 25 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣及び第 6 陣並びに平成 25 年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 5 陣については、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び 6 か月間の訪日前日本語研修を受講しているものの、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

加えて、政府は、平成 29 年 2 月 3 日の閣議決定において、平成 26 年度又は平成 27 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 7 陣及び第 8 陣、フィリピ

ン人看護師・介護福祉士候補者第6陣及び第7陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第1陣及び第2陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

こうした経緯を踏まえ、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長の要請がなされていること等に鑑み、これまでの学習支援及び訪日日本語研修の拡充の効果を見定めつつ、引き続き、一定のインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、1年間の追加的な滞在期間の延長を認めることが適当である。

このため、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣についても、平成30年6月15日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2018」も踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されとの考えの下、日インドネシアEPA、日フィリピンEPA又は日ベトナム交換公文による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記3.に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、協定又は交換公文に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

## 2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣とする。

## 3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

### (1) インドネシア人看護師候補者第9陣、フィリピン人看護師候補者第8陣及びベトナム人看護師候補者第3陣

インドネシア人看護師候補者第9陣、フィリピン人看護師候補者第8陣及びベトナム人看護師候補者第3陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手续及び審査を経て、1年間の追加的な滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との

雇用契約に基づいて行われること。

- イ 候補者本人から平成 31 年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- ウ 受入機関により、平成 31 年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- エ 受入機関により、平成 31 年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- オ 平成 30 年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記 2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記 3. (1) 以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、上記 3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定又は交換公文に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記 3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

(了)